

一般社団法人明専会代議員規則処理基準

(総則)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会(以下「当法人」という。)代議員規則(以下「規則」という)の第5条および第8条を処理するための手続きを定める。

(退任届)

第2条 規則第5条の退任届の様式は、様式1号による。

(委任状)

第3条 規則第8条の委任状の様式は、様式2号による。

附 則

- 1 この基準は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 これにより、平成22年5月8日の理事会で決議した社団法人明専会 代議員規則実施基準を廃止する。
- 3 平成26年2月6日 様式分離